

第3次遊佐町男女共同参画計画

～みんなのプラン～



令和3年3月
山形県 遊佐町

一人ひとりがいきいきと輝く社会の実現をめざして

これまで本町では、平成11年に男女共同参画社会ゆざ行動計画「あのプラン」、平成28年に第2次遊佐町男女共同参画計画「男女のプラン」を策定し、男女が対等な立場であらゆる分野に参画し、お互いの人権を尊重しながら男女共同参画社会の形成を目指すべく、様々な取り組みを進め、意識醸成を図ってきました。

国では、新しい令和の時代を切り拓き、また、ポストコロナの日常の基盤となることを目指し、令和2年12月に第5次男女共同参画基本計画を策定し、男女共同参画社会のより一層の推進に向け動き出しています。

このような社会情勢を踏まえ、この度、一人ひとりがいきいきと輝く社会の実現のため、第3次遊佐町男女共同参画計画「みんなのプラン」を策定いたしました。本計画に基づき、町民一人ひとりがお互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができるように、男女共同参画社会のさらなる推進に努めてまいります。



また、本計画の「基本目標Ⅲ 共にいきいきと働くことができる環境の整備」は、女性活躍推進法に基づく「遊佐町女性活躍推進計画」となります。性別による固定的な役割分担意識を払拭し、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となるよう取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見、ご提言をいただきました遊佐町男女共同参画計画推進委員会をはじめとする町民の皆さま、東北公益文科大学の伊藤真知子教授、そして関係各位に対しまして心から感謝申し上げます。

令和3年3月

遊佐町長 時田博機

目次

第1章 計画の基本的考え方.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の目標.....	1
3. 計画の期間.....	1
4. 計画の位置づけ.....	2
第2章 計画の体系.....	3
第3章 計画の内容.....	4
基本目標Ⅰ 男女の自立に向けた意識の醸成.....	4
基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進.....	9
基本目標Ⅲ 共にいきいきと働くことができる環境の整備.....	14
基本目標Ⅳ 安心・安全な生活の確保.....	21
第4章 計画の推進.....	26
1. 計画の推進体制.....	26
2. 計画の進行管理.....	26
資料編	
第3次遊佐町男女共同参画計画策定に係るアンケート調査結果.....	27
男女共同参画関係用語集.....	34
男女共同参画社会基本法.....	38
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律.....	44
山形県男女共同参画推進条例.....	51
遊佐町男女共同参画計画推進委員会設置要綱.....	56
遊佐町男女共同参画計画推進委員会委員名簿.....	58
遊佐町男女共同参画計画プロジェクト会議設置要項.....	59
遊佐町男女共同参画計画プロジェクト会議委員名簿.....	61
第3次遊佐町男女共同参画計画策定経過.....	62

第1章 計画の基本的考え方

1. 計画策定の趣旨

遊佐町では、男女共同参画によるゆとりと潤いのある地域社会の実現のために、平成11年3月に「男女共同参画社会ゆざ行動計画（あのプラン）」を策定し、平成28年3月には「第2次遊佐町男女共同参画計画」を策定しました。

この計画に基づき、町民一人ひとりがお互いの人格を尊重し、男女が自立し、共同して参画する社会の形成をめざし、総合的な施策を実施してきました。

平成28年度に策定された遊佐町総合発展計画（第8次遊佐町振興計画）においても、その基本目標に「人の絆で織りなす賑わいあふれるまちづくり」として、男女共同参画社会の推進が位置づけられています。

本町における男女共同参画社会のさらなる推進のため、「第3次遊佐町男女共同参画計画」を策定します。

2. 計画の目標

男性と女性が、個人としての尊厳が重んじられるように、また性別による差別的取扱いを受けないように、そして能力を発揮する機会が確保されるように、男女共同参画社会を形成するため、次の目標を掲げ、施策を実施していきます。

一人ひとりがいきいきと輝く社会の実現

この目標を実現するために、次の4つの基本目標を掲げました。

- (1) 男女の自立に向けた意識の醸成
- (2) あらゆる分野における男女共同参画の推進
- (3) 共にいきいきと働くことができる環境の整備
- (4) 安心・安全な生活の確保

3. 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和7年度の5年間とします。

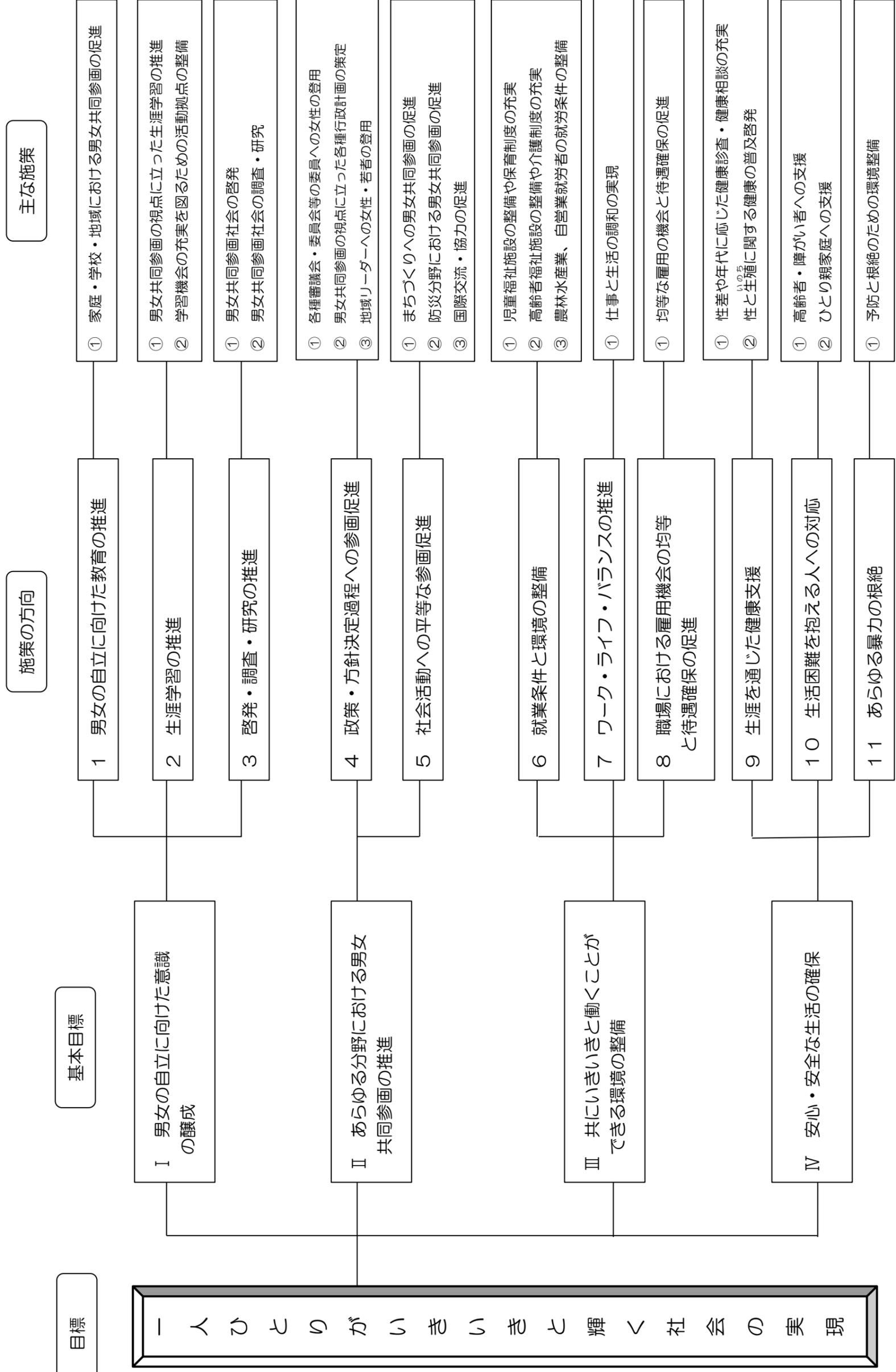
4. 計画の位置づけ

この計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 1 項及び山形県男女共同参画推進条例第 8 条第 1 項に基づくものであり、本町における男女共同参画社会を実現するための基本目標や主な施策を定めています。

また、平成 27 年 8 月に成立した女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 6 条第 2 項の規定に基づき、「基本目標Ⅲ 共にいきいきと働くことができる環境の整備」が「遊佐町女性活躍推進計画」として位置づけられています。

さらに、本計画は遊佐町全体の発展に向けた施策の方向性と計画推進の方策を示した遊佐町総合発展計画（第 8 次遊佐町振興計画）を町民参画・交流の分野から推進していくものと位置づけられ、男女共同参画社会の実現のための基本方針や具体的な施策について示しています。

第2章 計画の体系



第3章 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女の自立に向けた意識の醸成

現状と課題

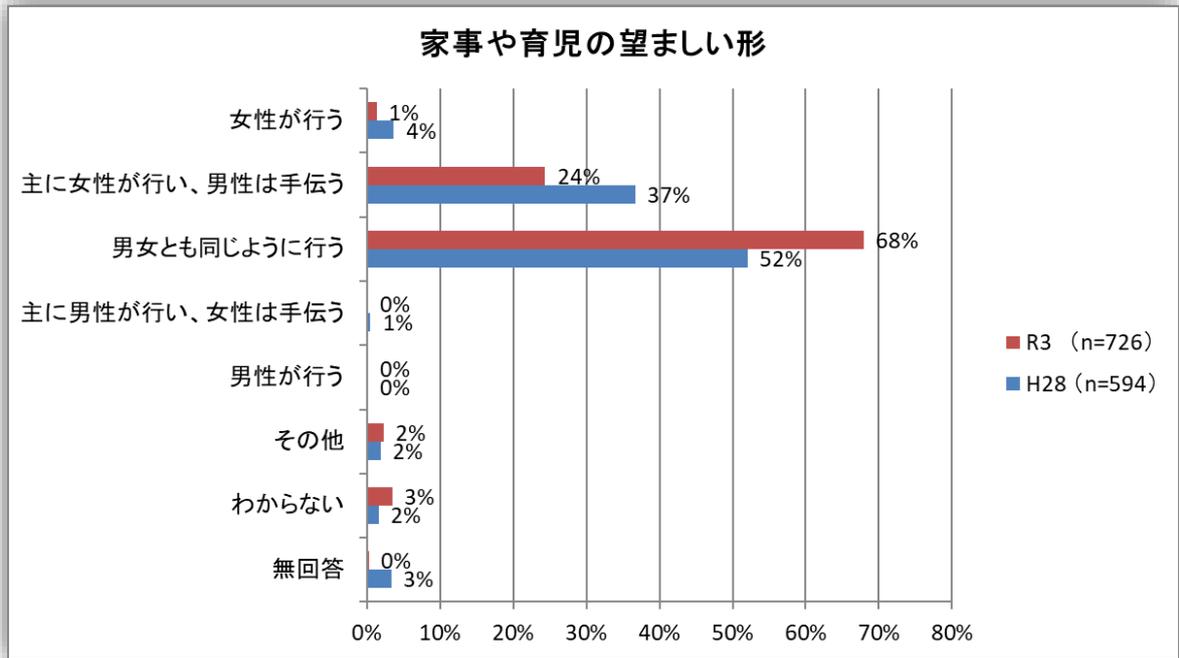
男女共同参画社会とは、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会です。（男女共同参画社会基本法前文）

その形成に当たっては、社会における制度や慣習が、男女の活動の選択に対して影響を及ぼさないよう、配慮されなければなりません。

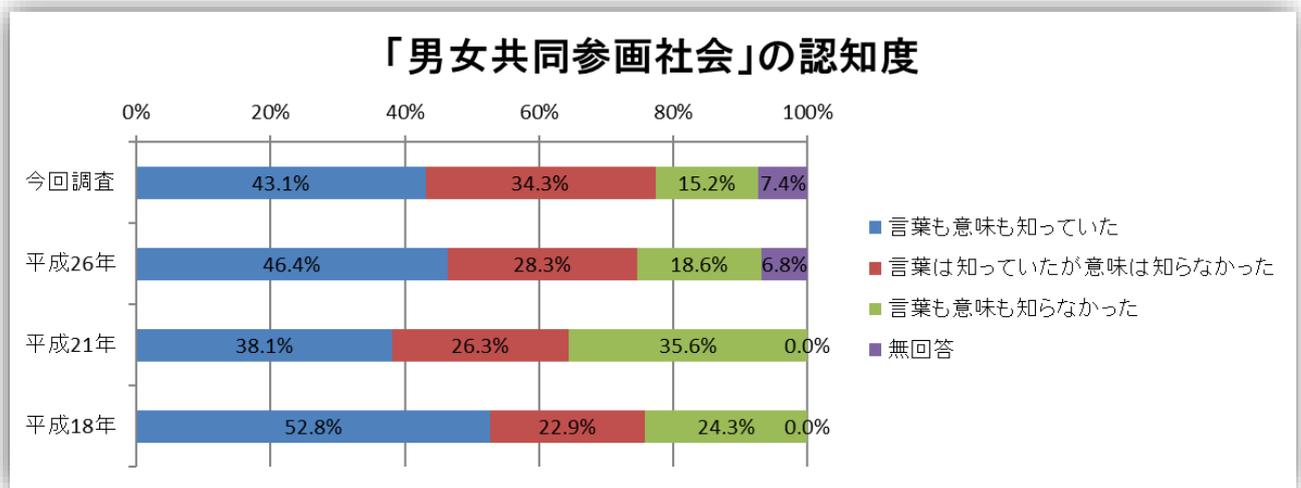
本年度に行った男女共同参画についてのアンケート調査では、「家事や育児は、男女とも同じように行うのが望ましい」と答えた人の割合が、約7割と最も高くなっています。前回の平成28年調査では約5割となっており、人権尊重を基盤にした男女平等観の形成を促進するため、男女平等の理念に基づく教育が、家庭や学校、地域など社会のあらゆる分野において行われてきた結果と捉えられます。

一方、令和元年に行われた山形県の「ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画及び女性活躍に関する県民意識・企業実態調査」では、「男女共同参画社会」という「言葉も意味も知っていた人」の割合は約4割、「言葉は知っていたが意味は知らなかった人」の割合は約3割となっています。平成26年調査と比較しても認知度に大きな差が見られないことから、普及啓発活動のさらなる推進が求められています。

男女共同参画社会を実現するためには、社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）に関わりなく、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画することの意義を広報し、社会全体で男女共同参画に対する理解を深めることが必要です。



遊佐町「第3次遊佐町男女共同参画計画策定に係るアンケート調査」(令和2年12月9日~12月28日実施)



山形県「ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画及び女性活躍に関する県民意識・企業実態調査」(令和元年度)

具体的な施策

1. 男女の自立に向けた教育の推進

男女共同参画社会の形成は、男女の人権が尊重されることをその趣旨としています。また、社会における制度や慣習が、性別による固定的な役割分担を反映し、影響を及ぼさないよう、配慮されなければなりません。

そのためには、家庭や学校、地域など、社会のあらゆる分野において男女平等に関する教育を充実させ、男女共同参画に対する理解を深める必要があります。

男女が共に自立して、多様な選択を行うことができるよう、その意識啓発に努め、学習機会の充実を図ります。

(1) 家庭・学校・地域における男女共同参画の促進

施策	概要	担当課
家庭教育に関する学習機会の充実	幼児・児童生徒における家庭教育についての認識を深め、健全でたくましい子どもを育成するための家庭教育学級の開設や家庭における男女共同参画に関する学習機会の充実を図る。	教育課
「早起き・朝ごはん・躍動・早寝」運動の推進	『「早起き・朝ごはん・躍動・早寝」運動～躍動する遊佐っ子 18年プラン～』に基づき、乳児期から高校卒業までの18年間を見通し、基本的な生活習慣の確立を核に躍動する遊佐っ子の育成に努める。	教育課
男女平等観の視点に立った進路指導の充実	男女がその性差によらず、個々の能力を生かせるよう希望に沿った進路選択を支援する。	教育課
ペアレントトレーニングの実施	子どもとのより良い関係を築き、子育てのストレスを軽減することで、誰もが安心して子育てできる社会を築く。	教育課
男女共同参画社会の学習機会の充実	学校や各種講座等において、男女共同参画社会に関する学習機会の充実を図る。	教育課

女性団体・グループの育成支援	女性団体・グループの活動を活発にするために、研修会や国内外の研修の場に積極的に派遣し、リーダー養成と組織の育成を支援する。	企画課 教育課
----------------	---	------------

2. 生涯学習の推進

男女共同参画社会を実現するためには、性別による固定的な役割分担意識を払拭し、男女平等意識を高めるための教育を生涯にわたって推進していくことが必要です。

中核的拠点施設である遊佐町生涯学習センターにおいて、男女共同参画社会の視点に立った意識改革を図るための各種事業を展開します。

また、各地区まちづくり協議会との連携を図り、さまざまな機会を利用した地域での学習機会の提供や多様な生き方を可能にする生涯学習の充実を推進します。

(1) 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進

施策	概要	担当課
男女共同参画社会の視点に立った生涯学習の推進	男女共同参画社会に関する研修の機会を充実するとともに、遊佐町総合発展計画に沿った各種事業を展開する。	全庁
各種団体・機関・企業等が実施する研修会等への男女共同参画社会の啓発及び資料提供	男女共同参画社会の視点に立った生涯学習を推進するため、各種団体・機関・企業等が実施する研修会等に男女共同参画社会に関する活動を積極的に実施する。	企画課 教育課

(2) 学習機会の充実を図るための活動拠点の整備

施策	概要	担当課
生涯学習施設の整備、機能の充実	生涯学習センターを、生涯学習及び男女共同参画を進めるための総合的な施設として整備し、学習機会の充実を図る。	教育課

まちづくりセンターの機能の充実	各地区まちづくりセンターにおいて、活動交流拠点としての機能の充実を図る。	企画課
-----------------	--------------------------------------	-----

3. 啓発・調査・研究の推進

町のあらゆる施策を男女共同参画の視点から捉え直し、それが男女の人権の尊重と密接な関係を有していることを理解し、総合的に施策が実施されるよう、広報活動等を通じて、施策の周知および合意形成を図ります。

また、第3次遊佐町男女共同参画計画を持続的に推進していくためには、町の現状を調査し、課題を解決していくことが重要です。施策に反映するための情報の収集、整理、提供に努め、町のめざす姿を描き、次期計画の策定準備を進めていきます。

(1) 男女共同参画社会の啓発

施策	概要	担当課
遊佐町男女共同参画計画の町民への啓発	あらゆる機会をとらえ、男女共同参画社会についての啓発活動を展開する。	全庁
男女共同参画社会づくりのための研修会等の開催	男女共同参画社会をテーマにした研修会等を開催し、一人ひとりがいきいきと輝く社会の実現に向けて啓発活動を展開する。	全庁
町広報等による情報の提供	男女共同参画の意識の浸透を図るため、様々な特集を組むなど、広報・啓発活動に努める。	企画課 教育課

(2) 男女共同参画社会の調査・研究

施策	概要	担当課
男女共同参画社会に関する町民意識調査の実施	男女共同参画社会の実現に向けて、町民の意識調査を実施する。	企画課
第3次遊佐町男女共同参画計画の見直し	第3次遊佐町男女共同参画計画の見直しを令和7年度に実施する。	企画課

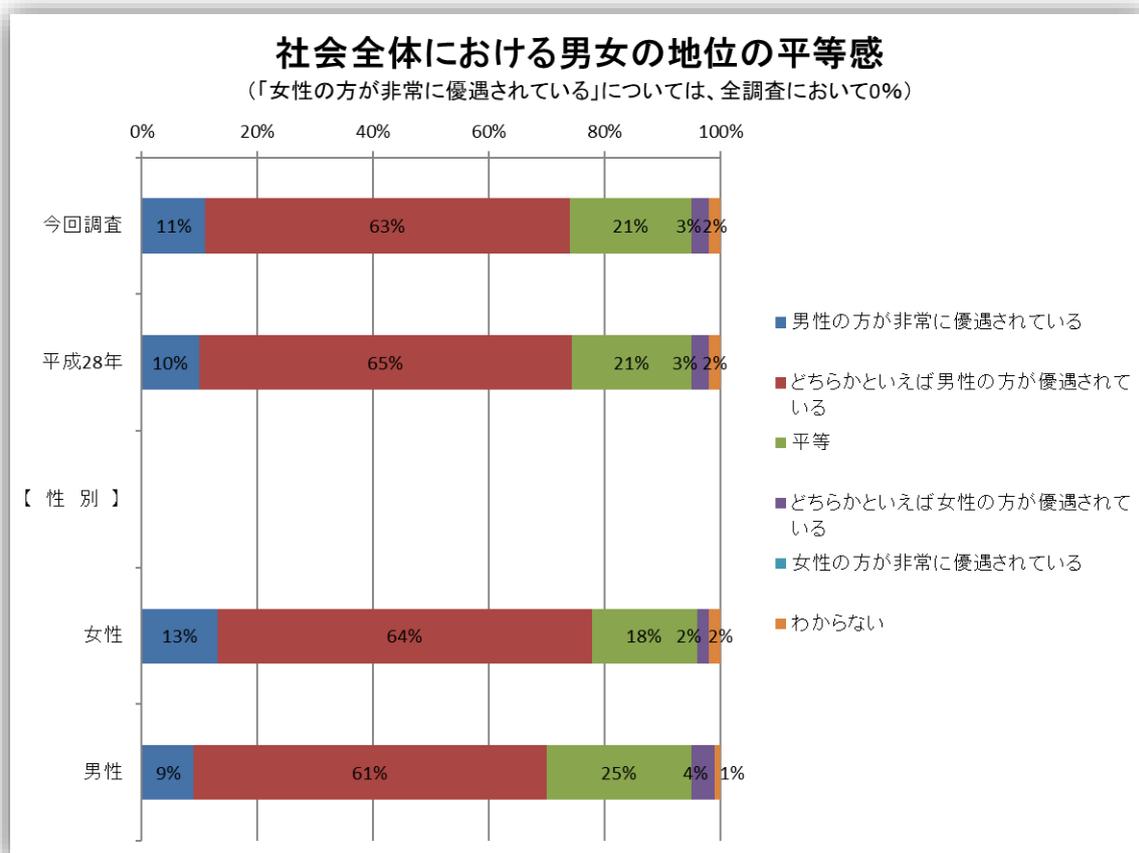
基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

現状と課題

男女共同参画社会においては、男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動に参画することで、政治的・経済的・社会的及び文化的利益を享受し、また責任も共に担います。

令和元年に内閣府が行った「男女共同参画社会に関する世論調査」では、社会全体における男女の地位の平等感は、「男性の方が優遇されている」と答えた人の割合が約7割となっており、男性が優遇されている社会の状況がうかがえました。また、男女別に見ると、「男性の方が優遇されている」と答えた人の割合は女性が高く、「平等」と答えた人の割合は男性が高くなっていました。

このような不平等感を払拭し、男女が意欲に応じて活躍できる社会を形成することで、職場に活気が生まれ、家庭生活が充実し、地域力が向上していきます。また、学校教育や政治、制度や慣習など、社会のあらゆる分野において男女共同参画が推進されることが重要です。



内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(令和元年度)

具体的な施策

4. 政策・方針決定過程への参画促進

男女共同参画社会の形成は、男女が社会の対等な構成員として、国や地方公共団体における政策、また民間の団体における方針の立案および決定に共同して参画する機会が確保されることをその趣旨としています。

本町では、審議会・委員会等の委員の委嘱について、女性の積極的な登用を図ってきました。さらに、その男女比についての目標値を定め、達成するための全庁的な取り組みを推進します。

また、これからの地域づくりを担うのは若い世代です。若者が地域のリーダーとなって、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる遊佐町を創生するため、啓発活動や養成事業に取り組みます。

(1) 各種審議会・委員会等の委員への女性の登用

施策	概要	担当課
審議会等（地方自治法第202条の3）の女性委員比率の向上	政策や方針の決定過程に、より多くの女性の視点を取り入れるため、本計画の推進期間である令和7年度を目標に、各種審議会等への女性の登用率40%を達成する。（令和2年度末現状値28.5%）	全庁
委員会等（地方自治法第180条の5）の女性委員比率の向上	政策や方針の決定過程に、より多くの女性の視点を取り入れるため、本計画の推進期間である令和7年度を目標に、各種委員会等への女性の登用率40%を達成する。（令和2年度末現状値27.6%）	全庁

(2) 男女共同参画の視点に立った各種行政計画の策定

施策	概要	担当課
男女共同参画社会の視点に立った各種行政計画の策定促進	住民の参加と協働によるまちづくりを進めるため、各種行政計画の策定に際しては、男女共同参画社会の視点を取り入れた計画立案を促進する。	全庁

(3) 地域リーダーへの女性・若者の登用

施策	概要	担当課
団体・自治会等への女性・若者登用の啓発	活発な地域活動を展開するために、団体・自治会役員に多くの女性・若者が参画できるよう啓発する。	企画課 教育課
地域リーダー養成に関する事業の充実	潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる遊佐町を創生するために、その重要な担い手となる女性・若者を対象にしたリーダー養成に関する研修会等を充実する。	企画課 教育課

5. 社会活動への平等な参画促進

本町では、遊佐町総合発展計画（第8次遊佐町振興計画）において、「人の絆で織りなす賑わいあふれるまちづくり」がその基本目標として掲げられています。自主性に富んだコミュニティ活動の推進を図るため、各地区まちづくり協議会の活動支援を行い、その施策の推進に当たっては、男女共同参画の拡大によって、多様な人々の参画による豊かで活力あるまちづくりにつなげていきます。

また、災害時には性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することによって、被害を最小化し、復興を円滑に進めます。防災分野における女性の参画拡大など、男女共同参画の推進による災害に強いまちづくりをめざします。

(1) まちづくりへの男女共同参画の促進

施策	概要	担当課
男女共同参画社会の視点に立ったまちづくりの推進	参加と協働のまちづくりを推進するため、男女共同参画社会の視点に立ち、総合的な行政施策を展開する。	全庁
協働のまちづくり研修会の開催	男女共同参画による地域づくりを進めるため、学校や社会教育、地域の関係者による多様な課題解決の検討を行い、地域一体となった実践活動を行う。	企画課 教育課

(2) 防災分野における男女共同参画の促進

施策	概要	担当課
消防団活動への女性団員の参画拡大	女性消防団員の加入と更なる参画の拡大を推進し、女性の視点を取り入れた活動を充実させる。(令和2年度末現在の消防団員数 600 名 うち女性消防団員数 9 名 割合 1.5%)	総務課
防災施策への男女共同参画の視点の導入	女性の視点を取り入れた避難訓練の実施や、避難所の設営・運営を検討する。	総務課

(3) 国際交流・協力の促進

施策	概要	担当課
ハンガリー派遣事業等の充実	民族舞踊団ティサの来町をきっかけに、その後草の根交流を続け、平成16年にはソルノク市と姉妹都市協定を結んでいる。今後も、諸外国の女性との交流はもとより、国際的視野を持ったリーダーを養成するための海外派遣事業等を充実させる。	企画課

<p>在住外国人支援事業 の実施</p>	<p>町内在住の外国人が住みやすいまちづくりを推進することを目的として、母国に里帰りする際の交通費や、就労に役立つ資格を取得する際の経費の一部を助成する。</p>	<p>企画課</p>
<p>在住外国人国際理解 事業の実施</p>	<p>町内在住の外国人が遊佐の歴史・文化を理解し、町民として心豊かに安心して生活できるように、語学講座や交流会を実施し、国際理解の促進を図る。</p>	<p>企画課</p>

基本目標Ⅲ 共にいきいきと働くことができる環境の整備

現状と課題

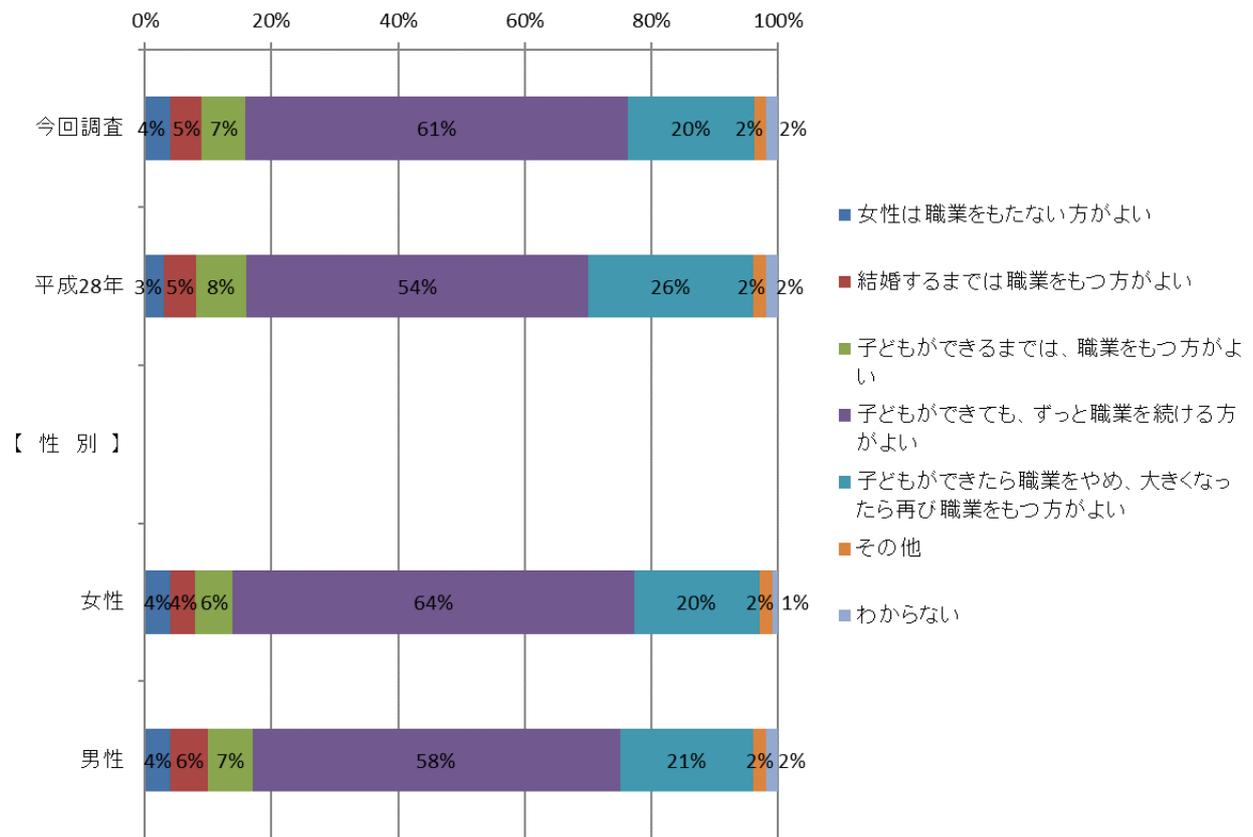
近年、自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することが一層重要となっています。（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第1条）

令和元年に内閣府が行った「男女共同参画社会に関する世論調査」では、女性が職業をもつことについて、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」と答えた人の割合が約6割となっており、最も高くなっています。前回の調査結果と比較してみると、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」（54%→61%）と答えた人の割合が上昇し、「子どもができれば職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」（26%→20%）と答えた人の割合が低下しています。性別に見ると、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」と答えた人の割合は女性で高くなっており、職業に対する高い意欲がうかがえます。

また、仕事の継続支援のみならず、労働時間の短縮や在宅勤務の普及など、働き方の見直しを進めることも求められています。事業所に対しての啓発周知や研修、また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の両立）や女性の活躍推進に取り組む企業を広報で紹介するなど意識醸成が必要です。

男女が共にいきいきと働くことができる環境を整備し、相互の協力と社会の支援の下に、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となるよう努めなければなりません。

女性が職業をもつことに対する意識



内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（令和元年度）

具体的な施策

6. 就業条件と環境の整備

本年度に行った男女共同参画についてのアンケート調査では、行政への要望として、「子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」と答えた人の割合が高くなっており、育児・介護と仕事を両立するための施策が求められていることがうかがえます。また、「労働時間の短縮や在宅勤務の普及など男女共に働き方の見直しを進める」と答えた人の割合が次に高く、就労条件や職場環境の整備が課題となっています。

男女が性別にかかわらず、共にいきいきと働くために、支援制度の充実や整備によって、育児・介護の負担軽減を図ります。

(1) 児童福祉施設の整備や保育制度の充実

施策	概要	担当課
保育施設の充実	町立保育所及び認定こども園に加え、小規模保育事業所の開所への支援により、0歳から2歳までの子どもの保育の受け皿を増加させ、就労等により保育を必要とする保護者への支援を図る。	健康福祉課
多様なニーズに応じた保育サービスの充実	多様なニーズに対応した保育サービス（早朝・延長保育、一時預かり、障がい児保育）の充実を図る。また、病児・病後児保育については、近隣市町の施設利用が可能であることを広報等により継続して周知する。	健康福祉課
子育て支援事業の充実	子どもセンター内に移転した子育て支援センターについては、未入園児の親子が気軽に集える交流の場としてより一層の充実を図る。また、子育て中の親同士の交流や情報交換を目的とする自主的な育児サークルの活動を支援する。	健康福祉課

放課後の児童の居場所づくり	放課後に就労等により保護者が家庭にいない小学生を対象として、遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブ、また、児童の安全で安心な活動拠点及び地域住民や他学年の児童との交流の場となる放課後子ども教室の充実を図る。	健康福祉課 教育課
---------------	--	--------------

(2) 高齢者福祉施設の整備や介護制度の充実

施策	概要	担当課
要介護（要支援）に応じたサービスや地域資源の活用	居宅介護、施設介護、介護予防などの保健医療サービス及び福祉サービスを充実させ、地域の人材の活用を図り、家族に介護（支援）を要する人がいる場合でも、就労が継続できる環境づくりに努める。	健康福祉課
地域包括ケアシステムの構築	高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、安心して生活を送ることができるように、保健、福祉、医療と連携して男女問わずお互いが協力し合い、地域で高齢者を支える体制を構築する。	健康福祉課

(3) 農林水産業、自営業就労者の就労条件の整備

施策	概要	担当課
農業次世代人材投資事業の実施	経営が安定するまで収入面でのサポートを行うことで、若い世代に対し、就職先の選択肢の1つとして農業を提案する。	産業課
遊佐町チャレンジファーム事業の実施	若い世代の活躍がますます必要とされる農林水産業において、人材の確保を図るとともに、町への定住を促進する。	産業課

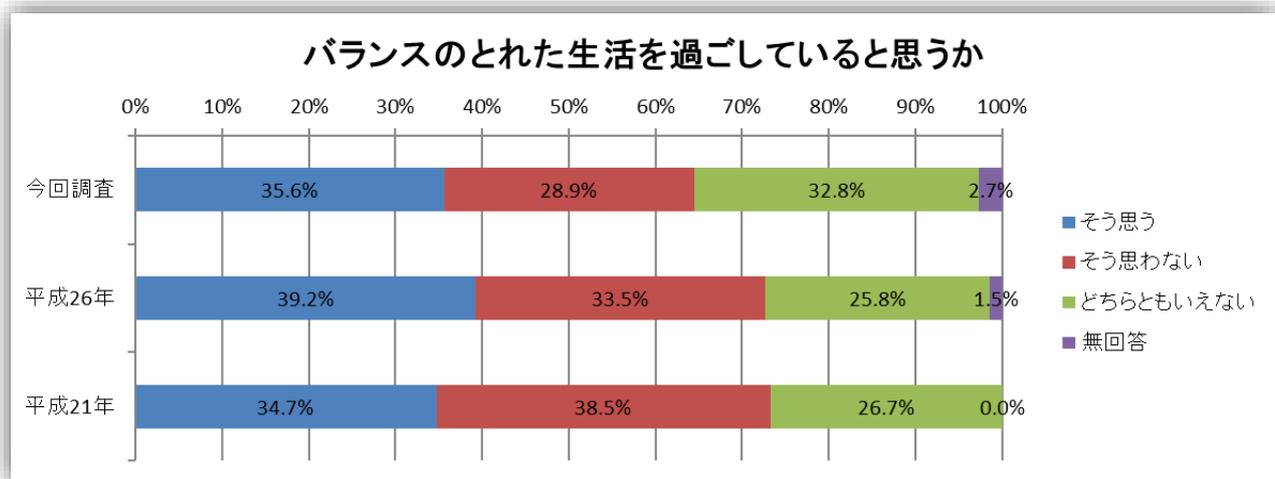
<p>中小企業に対する支援の充実</p>	<p>技術者養成事業や融資保証料補給金交付事業の実施により、就業者の資質の向上を図り、雇用の安定・確保に繋げる。また、起業の促進による就労の拡大に努める。</p>	<p>産業課</p>
----------------------	---	------------

7. ワーク・ライフ・バランスの推進

女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第2条）

令和元年に行われた山形県の「ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画及び女性活躍に関する県民意識・企業実態調査」では、家庭生活、仕事、地域活動のそれぞれにおいて「バランスのとれた生活を過ごしている」と思っている人は約4割となっています。また、約3割の人がそう思わないと答えています。平成26年調査と比較しても大きな差が見られないことから、仕事に追われ、仕事と生活の間で問題を抱える人が変わらず多くいることが見受けられます。

就労による経済的自立が可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、および多様な働き方・生き方が選択できる社会の実現のために、ワーク・ライフ・バランスを推進する気運の醸成に積極的に取り組みます。



山形県「ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画及び女性活躍に関する県民意識・企業実態調査」（令和元年度）

（１）仕事と生活の調和の実現

施策	概要	担当課
仕事と生活を両立できる条件の整備	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」および「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づき、男女が共に子育て等をしながら働き続けられる環境を整備するために、関係機関と連携し事業所に啓発を行う。	企画課 産業課

８．職場における雇用機会の均等と待遇確保の促進

労働者が性別により差別されることなく、また働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備することが重要な課題となっています。男女雇用機会均等法は、職場における男女の均等取扱い等を規定した法律であり、この法律の趣旨を踏まえ、関係機関と連携して企業に対する啓発指導を行います。加えて労働基準法、パートタイム労働法および労働者派遣法等、関係法令を遵守し、男女間格差の是正に努めます。

また、女性の活躍推進は、男女が共に働きやすい社会の実現につながります。女性の活躍に関する機運を高め、その積極的な登用を図り、男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを進めます。

(1) 均等な雇用の機会と待遇確保の促進

施策	概要	担当課
男女の均等な就労の拡大と待遇確保への啓発活動の推進	雇用管理全般において、性別を理由とする差別のないよう、また婚姻、妊娠・出産等を理由として女性に不利益な取り扱い等をするものがないよう、企業等への啓発指導を行う。	産業課
女性の登用の促進	働く場面で女性がより活躍できるよう、企業等における女性の活躍推進に向けた取り組みを促進する。また、本町における女性職員の指導的地位への登用を推進する。	産業課 総務課

基本目標Ⅳ 安心・安全な生活の確保

現状と課題

健康は生活の基盤であり、生涯にわたりそれを保持・増進することで、一人ひとりがいきいきと輝く社会の実現が図られます。男女のそれぞれの年代に応じた心身の健康づくりが重要であり、特に女性は妊娠・出産を伴うことから、その支援は十分に配慮されなければなりません。

また、高齢者や障がい者、ひとり親家庭など、生活上の様々な困難を抱える人に対して、個人の生き方に沿った切れ目のない支援が求められています。男女共同参画の視点に立ち、すべての町民が安心した生活を送れるよう、総合的に対応する必要があります。

さらに、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要です。（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律前文）また、児童虐待の防止等に関する法律ならびに高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律では、虐待を防止し、その権利利益を擁護しています。暴力を容認しない社会を形成するための教育および啓発に努め、被害者が安心して相談できる体制を整備しなければなりません。

具体的な施策

9. 生涯を通じた健康支援

男女が互いの性差や年代に応じた健康について理解を深めつつ、その健康を生涯にわたり保持・増進するため、各種健康診査や健康相談、スポーツ、芸術文化事業等による心身の健康づくりを推進します。

特に、その推進に当たっては「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の視点が重要です。

(1) 性差や年代に応じた健康診査・健康相談の充実

施策	概要	担当課
妊娠出産包括支援事業	子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠・子育て期を安心・安全に過ごせるように切れ目のない支援を実施する。また、母子健康手帳とともに父子健康手帳の交付を行い、男性が育児に参画しやすい環境づくりを進める。	健康福祉課
乳幼児健康診査事業と育児相談事業の実施	月齢に応じた発達・発育の確認を行い、疾病の早期発見及び育児不安の軽減を図り、育児支援の一助とするため、乳幼児の健診や育児相談を実施する。	健康福祉課
健康教育・健康相談事業の実施	生活習慣病の知識の普及と意識の高揚を図り、疾病予防と健康の維持・増進の一助とするため、集落や各地区まちづくりセンター等での健康教室、講演会、健康相談を行う。	健康福祉課
各種健康診査、各種がん検診の実施	疾病の早期発見、早期治療を図るとともに、健診結果から生活習慣の振り返りを行い、望ましい生活習慣を身につけ疾病の予防を図る契機となるよう、各種健康診査、がん検診を実施する。	健康福祉課
食生活改善推進事業の実施	食生活改善推進協議会と連携し、望ましい食生活の推進を図る。また、食生活改善推進員の養成については、女性のみならず男性にも参加してもらえようように工夫する。	健康福祉課
介護予防事業の実施	健康で元気に年を重ねるために、男性の料理教室の継続、身近なところでの「通いの場」への参加を促していく。	健康福祉課

心の健康づくり推進事業の実施	心の健康づくりに関する知識の普及と自殺予防のため、相談窓口の周知や講演会、ひきこもり相談会等の事業を推進していく。	健康福祉課
生涯学習まちづくり出前講座による健康教室の充実	生活習慣病の知識の普及と意識の高揚を図り、疾病の予防と健康増進、体力づくりの一助とするため、各集落に出向き教室を開催する。	教育課 健康福祉課
健康づくりに関する啓発事業の充実	健康に対する意識の高揚を図るため、健康イベントとのタイアップによる講演会等の啓発事業を推進する。	健康福祉課 教育課
スポーツ教室等の充実	年代に応じて心と体を鍛えることにより健康・体力づくりを推進し、みんなで楽しめる各種スポーツ教室等を充実する。	教育課
芸術文化事業の充実	芸術文化を楽しむ気運を高め、心身をリフレッシュさせるために、各種芸術文化事業を充実する。	教育課
マイスター農学校事業の実施	楽しみとしての農作業や参加者同士のコミュニケーションを通じて、心身の健康づくりに貢献する。	産業課

(2) 性と生殖^{いのち}に関する健康の普及啓発

施策	概要	担当課
赤ちゃんふれあい体験事業の実施	小学校と連携し、思春期を迎える子どもたちが、命の始まりや妊娠の経過等を学び、赤ちゃんや母親とのふれあいの中で、子ども自身が家族の愛情の中で育てられたことや、命の大切さを学ぶ機会を提供する。	健康福祉課

発達段階に応じた生命尊重教育の充実	男女が相互に理解し、男女が社会において対等な構成員であること、男女が相互に協力して家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性などについて理解を深め、男女平等の意識を育てる。	教育課
-------------------	---	-----

10. 生活困難を抱える人への対応

高齢化が進展する中で、高齢者が安心して暮らせる環境の整備や、障がいがあること等により困難な状況に置かれている場合において、男女共同参画の視点に立ったあらゆる面での取り組みが必要です。

また、ひとり親家庭に対し、生活状況に応じた自立支援を行うとともに、その子どもへの教育支援を行います。

(1) 高齢者・障がい者への支援

施策	概要	担当課
高齢者教室の開設	高齢者が生きがいを持ち学習活動に参加できるよう、生涯学習センターや地区まちづくりセンター等で多様な学びの教室・講座を開設する。	教育課 企画課
重度心身障がい（児）者医療給付事業の実施	障害者手帳 1,2 級などの所持者を対象とした医療支援により、生活の安定と自立及び社会福祉の増進を図る。	健康福祉課

(2) ひとり親家庭への支援

施策	概要	担当課
ひとり親家庭等医療給付事業の実施	母父子家庭の親と子（18 歳以下）を対象とした医療支援。母父子家庭等の生活の安定と自立、社会福祉の増進を図る。	健康福祉課
家賃助成事業の実施	ひとり親家庭等に対する家賃補助を行い、福祉の増進に努める。（18 歳までの児童を養育している家庭）	健康福祉課

遺児教育手当の給付	義務教育中の児童を養育しているひとり親家庭に対して手当を支給し、福祉の増進に努める。	健康福祉課
就学援助事業の実施	経済的に困窮しがちなひとり親家族の自立を支援する。	教育課

11. あらゆる暴力の根絶

配偶者、児童および高齢者に対する暴力など、あらゆる形態の暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図ります。施策の推進に当たっては、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント等のあらゆる形態の暴力に注意を払うとともに、特に配偶者等からの暴力(DV)を防止するため、男女がお互いの人権を尊重するための啓発活動が重要です。

また、被害者が安心して相談できる体制を整備することで、被害の潜在化を防止するとともに、関係機関との連携を図り、被害者に対する総合的な支援を行います。

(1) 予防と根絶のための環境整備

施策	概要	担当課
DV防止の啓発と相談窓口の周知	チラシ等を配置し、DV防止のための啓発とともに、相談体制の周知を図る。	健康福祉課
児童・高齢者虐待の潜在化防止と被害者支援の充実	児童や高齢者に対する虐待を防止するため、関係機関と連携し、支援体制を整える。	健康福祉課 教育課

第4章 計画の推進

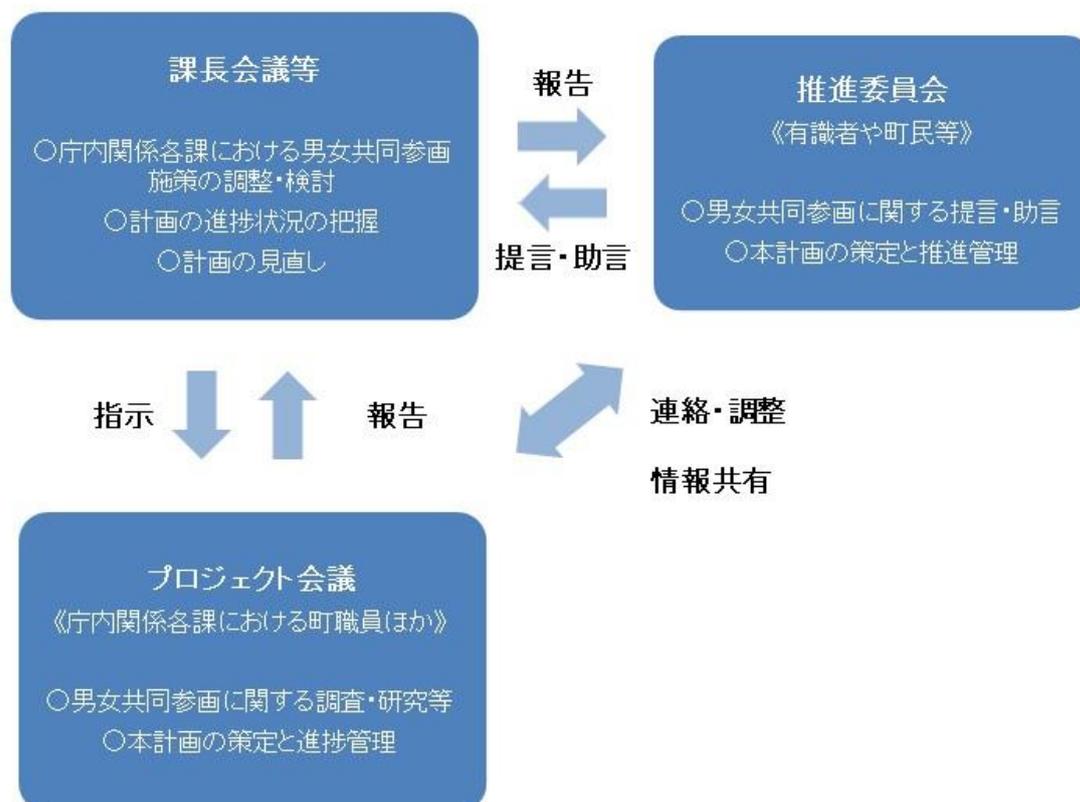
1. 計画の推進体制

この計画の推進にあたっては、全庁体制で取り組むこととし、庁内の推進体制を確立します。

また、国や県、関係機関と連携し、それぞれの男女共同参画に関する施策との調和を図りながら事業を推進します。

2. 計画の進行管理

本計画は、PDCAサイクル¹を徹底し、相互連携のもと男女共同参画に関する施策を実行していきます。



¹ Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価・点検）、Action（見直し・改善）により、計画で定めた施策を具体的な改善に活かしていくこと。

資料編

第3次遊佐町男女共同参画計画策定に係るアンケート調査結果

I 調査概要

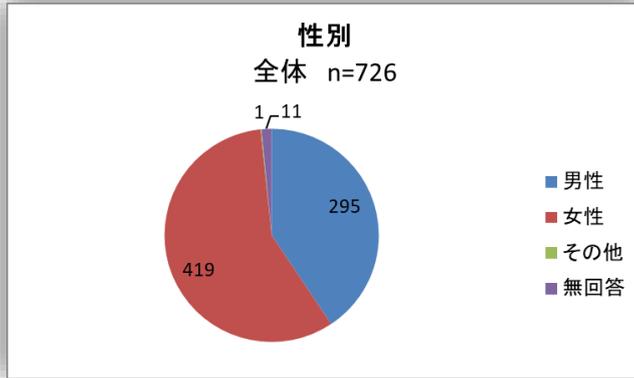
【当初調査】

調査対象	町内保育園・認定こども園、町内小中学校の保護者、 遊佐高校全校生徒及びその保護者、区長、婦人会
標本数	1,229件
調査時期	令和2年12月9日(水)～12月28日(月)
調査方法	アンケート用紙を配布し、期間終了後回収。なお、町民の意見を幅広く 聴取するため、児童・生徒1人に対し2枚のアンケート用紙を配布した。
回収結果	有効回収数 726件(有効回収率 59.1%)

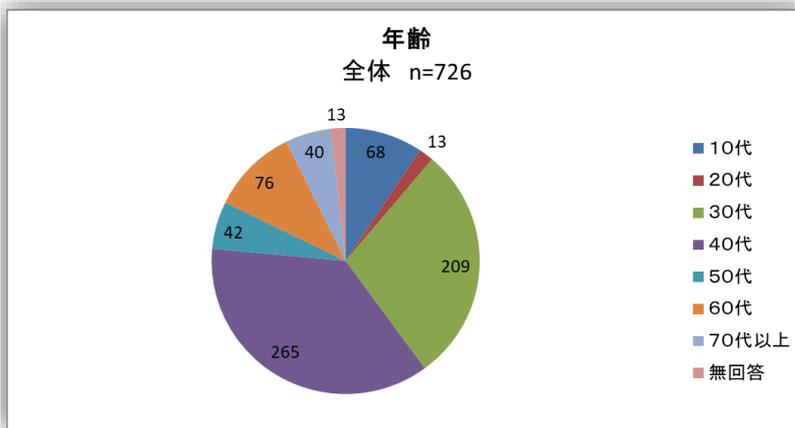
II 調査結果

1. 調査対象者の属性

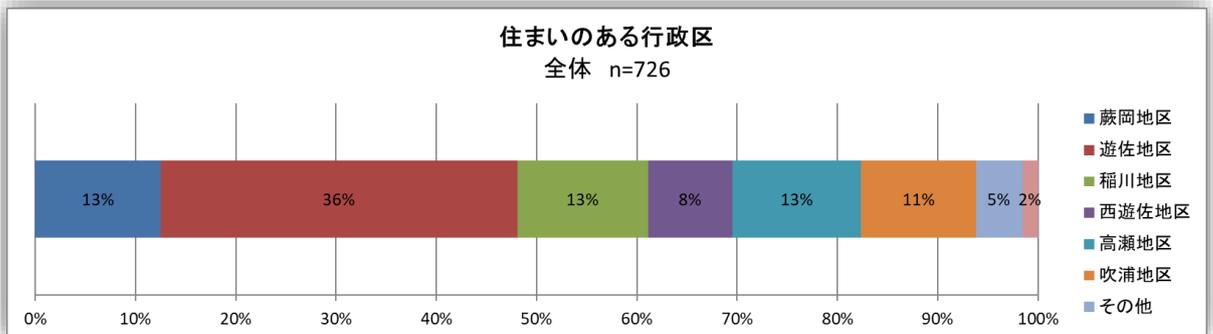
(1) 性別



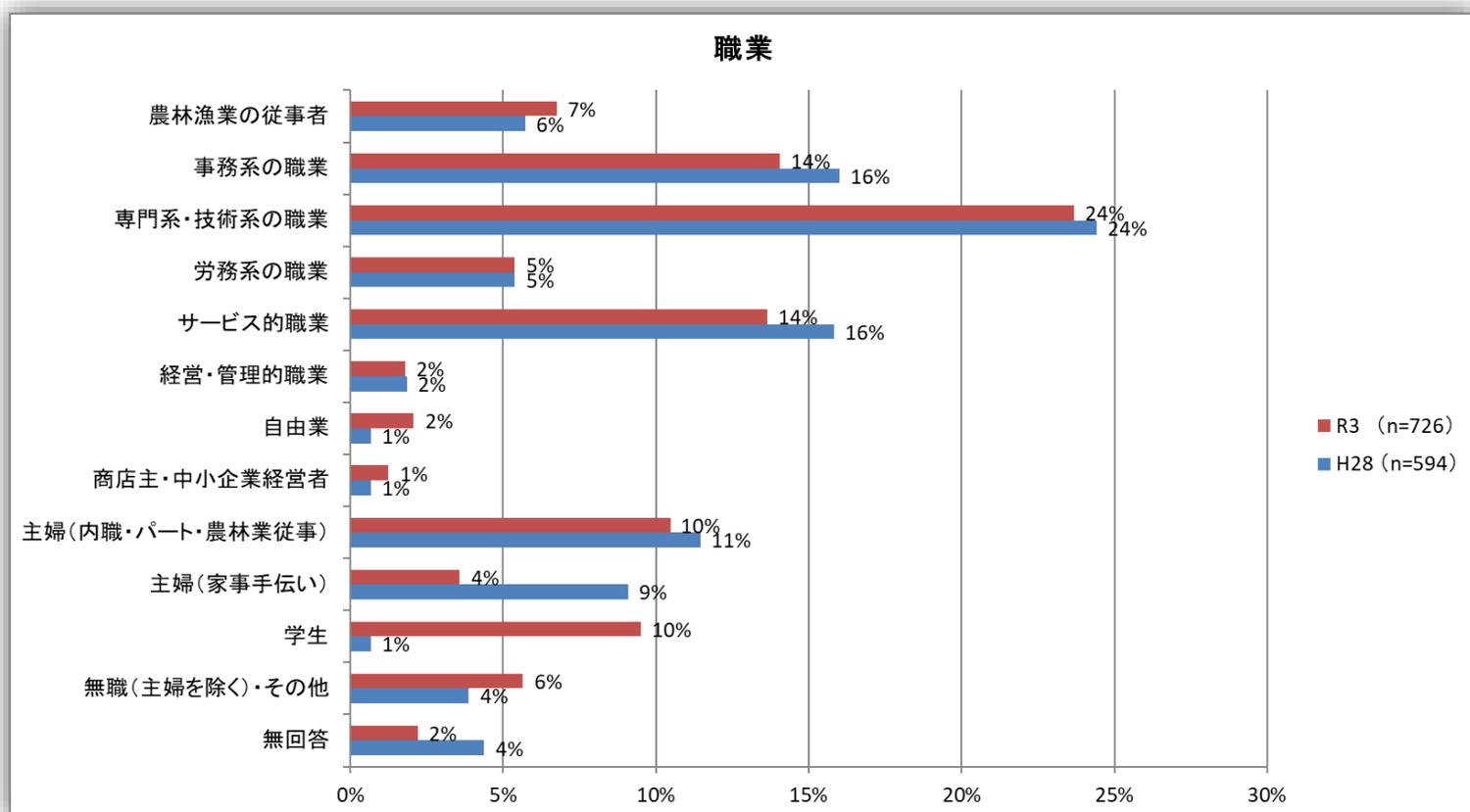
(2) 年齢



(3) 住まいのある行政区



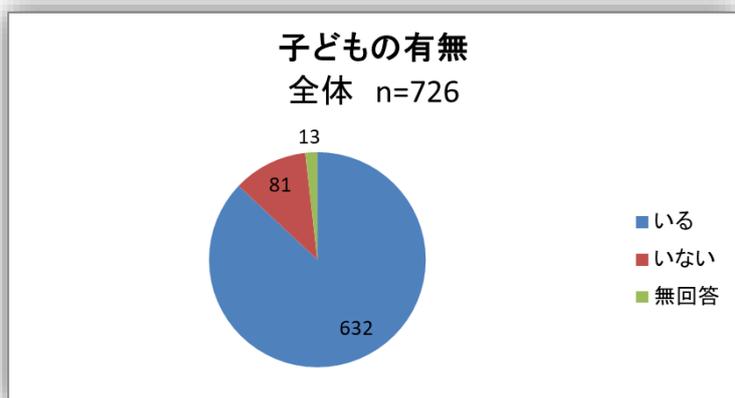
(4) 職業



(5) 結婚の有無

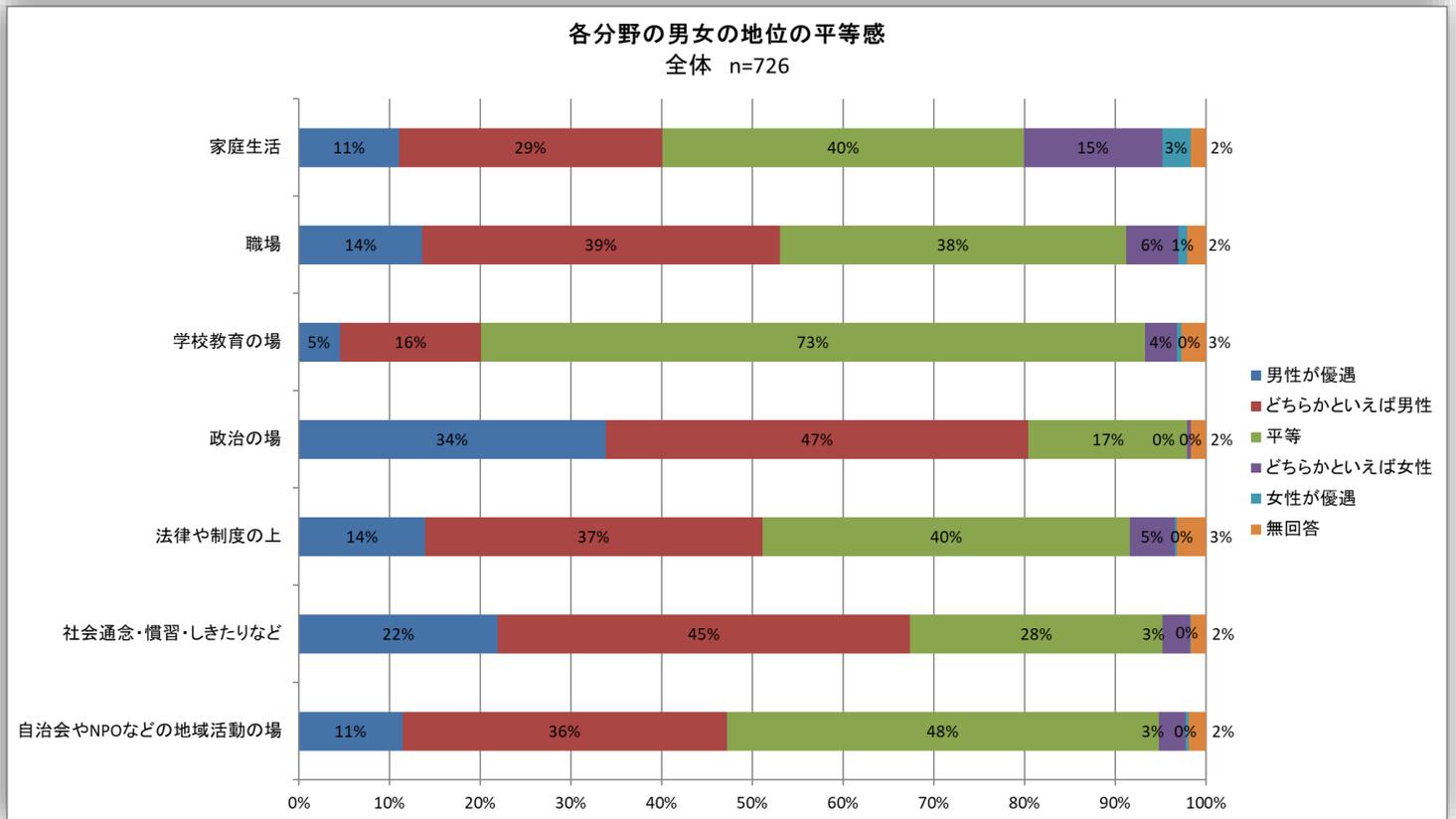


(6) 子どもの有無

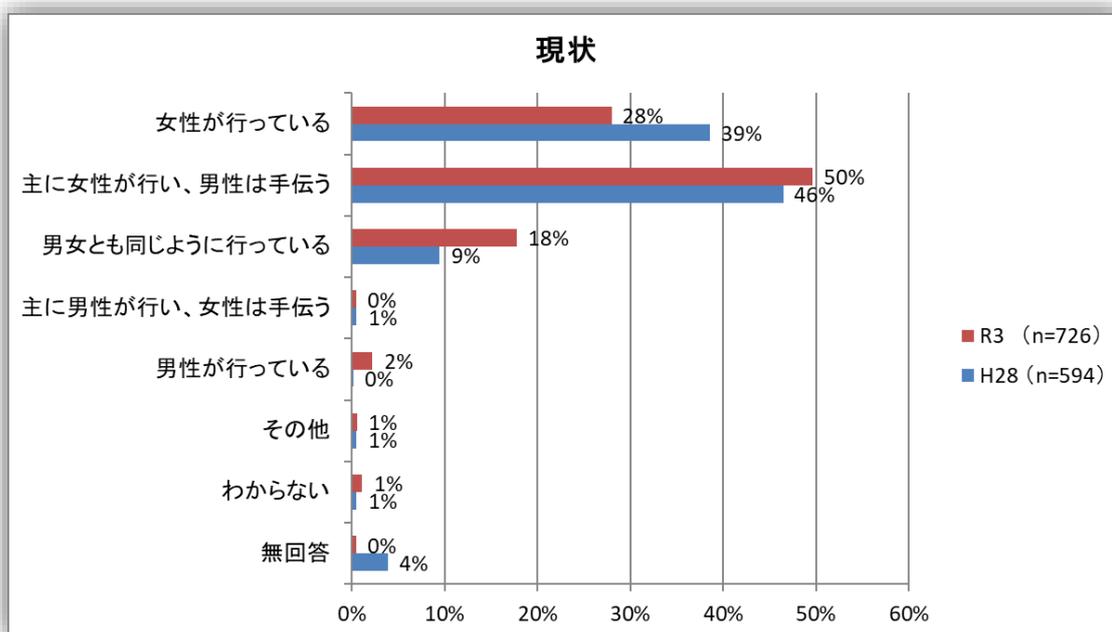


2. 質問項目

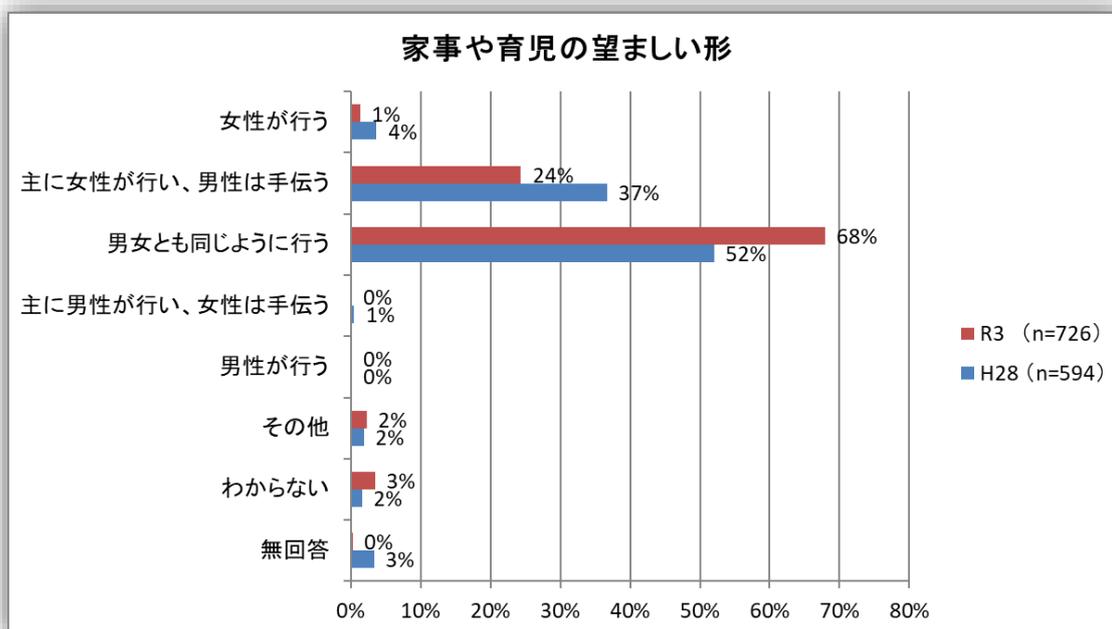
(1) 各分野において、男女の地位はどの程度平等になっていると思いますか。



(2) あなたの家庭では、誰が家事や育児を行っていますか。

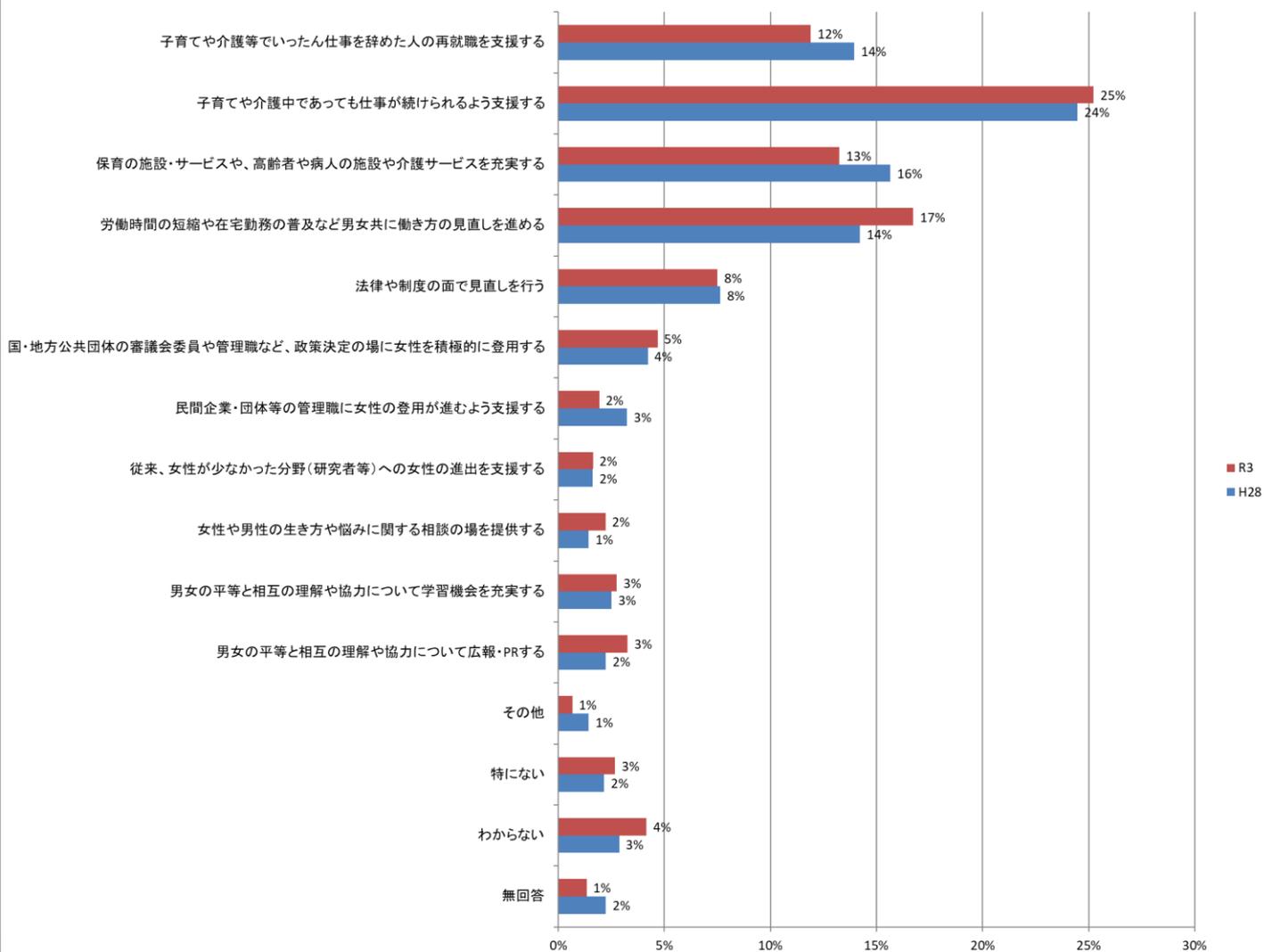


(3) 家事や育児は、どのように行うのが望ましいと思いますか。



(4) 男女共同参画社会を実現するために、行政にどのような取り組みを望みますか。

(複数回答)



男女共同参画関係用語集

この用語集は、内閣府男女共同参画局のホームページより転載（抜粋）しています。

【か行】

用語	説明
クオータ制（割当制）	積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の手法の一つであり、人種や性別などを基準に一定の人数や比率を割り当てる制度のことです。
固定的性別役割分担	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。 「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

【さ行】

用語	説明
仕事と子育ての両立支援	<p>少子・高齢化が進展する中で、仕事と育児や家族の介護を両立できるようにすることは、我が国の経済社会の活力を維持する上でも、男女が安心して子供を産み育て、家族としての責任を果たすことができる社会を形成していく上でも重要です。男女共同参画会議の下では、仕事と子育ての両立支援策に関する専門調査会では、「仕事と子育ての両立支援策の方針に関する意見」を提出し、平成13年7月に閣議決定しました。本決定では、「政府は、以下の施策を、基本的には平成13・14年度に開始し、遅くとも平成16年度までに実施する。これらの事業については、特段の配慮をし必要な予算を確保し、緊急に実施する。」とし、以下の5つの柱立ての下で、提言と具体的目標・施策を記述しました。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 両立ライフへ職場改革 (2) 待機児童ゼロ作戦 - 最小コストで最良・最大のサービスを - (3) 多様で良質な保育サービスを (4) 必要な地域すべてに放課後児童対策を (5) 地域こぞって子育てを

<p>指導的地位</p>	<p>「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に係る数値目標（「2020年30%」の目標）のフォローアップについての意見」（平成19年2月14日男女共同参画会議決定）においては、「国連のナイロビ将来戦略勧告及びジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）の算出方法等を踏まえ、（1）議会議員、（2）法人・団体等における課長相当職以上の者、（3）専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者とするのが適当と考える」との意見が出されています。</p>
<p>ジェンダー</p>	<p>「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。</p>
<p>女性センター （男女共同参画センター）</p>	<p>都道府県、市町村等が自主的に設置している女性のための総合施設です。「女性センター」「男女共同参画センター」などの名称のほか、通称で呼ばれているものもあります。</p> <p>また、公設公営や公設民営だったり、女性センターのみの単独施設や他の機関との複合施設だったり、その運営方式や施設形態は様々です。</p> <p>女性センターでは「女性問題の解決」「女性の地位向上」「女性の社会参画」を目的とし、女性が抱える問題全般の情報提供、相談、研究などを実施しています。「配偶者暴力相談支援センター」に指定されている施設や配偶者からの暴力専門の相談窓口を設置している施設もあります。</p>
<p>セクシュアル・ハラスメント （性的嫌がらせ）</p>	<p>男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（平成16年3月）では、セクシュアル・ハラスメントについて、「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである。」と定義しています。</p> <p>なお、「人事院規則10-10」では、セクシュアル・ハラスメントを「他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動」と定義しています。</p>

	<p>また、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき事項についての指針」（平成 10 年労働省告示第 20 号）では、「職場において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの」を対価型セクシュアルハラスメント、「当該性的な言動により女性労働者の就業環境が害されるもの」を環境型セクシュアルハラスメントと規定しています。</p>
積極的改善措置	<p>「積極的改善措置」（いわゆるポジティブ・アクション）とは、様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。</p> <p>積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されています。</p> <p>男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。</p> <p>また、公設公営や公設民営だったり、女性センターのみの単独施設や他の機関との複合施設だったり、その運営方式や施設形態は様々です。</p>

【た行】

用語	説明
ダイバーシティ	<p>「多様性」のことです。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会といいます。</p>
男女共同参画社会	<p>男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。</p>
男女共同参画週間	<p>男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画社会基本法（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）の目的及び基本理念に関する国民の理解を深め</p>

	<p>るため、平成 13 年度から毎年 6 月 23 日から 6 月 29 日までの 1 週間を「男女共同参画週間」を設けています。</p> <p>この週間において、地方公共団体、女性団体その他の関係団体の協力の下に、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等を全国的に実施しています。</p>
--	--

【は行】

用語	説明
配偶者からの暴力	<p>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」（平成 16 年 6 月 2 日公布、平成 16 年 12 月 2 日施行）では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義しています。</p> <p>なお、内閣府においては、対象範囲に恋人も含むより広い概念として、「夫・パートナーからの暴力」という用語を使用する場合があります。ここで「夫」という言葉を用いているのは、女性が被害者になることが圧倒的に多いからです。</p> <p>ちなみに、一般的に使用されている「ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence)」や「DV」は、法令等で明確に定義された言葉ではありません。</p>

【ら行】

用語	説明
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）	<p>1994 年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。</p>

男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

（前文）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する

施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (略)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日法律第64号

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 基本方針等（第5条・第6条）
- 第3章 事業主行動計画等
 - 第1節 事業主行動計画策定指針（第7条）
 - 第2節 一般事業主行動計画（第8条—第14条）
 - 第3節 特定事業主行動計画（第15条）
 - 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表（第16条・第17条）
- 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第18条—第25条）
- 第5章 雑則（第26条—第28条）
- 第6章 罰則（第29条—第34条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性
がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業
生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会
基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における
活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務
を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活にお
ける活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活にお
ける活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子
高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活
力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格
差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対す
る採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積
極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場

における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

第8条 未施行

第9条 未施行

第10条 未施行

第11条 未施行

第 12 条 未施行

第 13 条 未施行

第 14 条 未施行

第 3 節 特定事業主行動計画

第 15 条 未施行

第 4 節 女性の職業選択に資する情報の公表

第 16 条 未施行

第 17 条 未施行

第 4 章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第 18 条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第 19 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第 20 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第 21 条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第 22 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第 23 条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第 24 条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第 25 条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

第26条 未施行

第27条 未施行

(政令への委任)

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第29条 未施行

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第31条 未施行

第32条 未施行

第33条 未施行

第34条 未施行

附則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

山形県男女共同参画推進条例

平成14年7月2日山形県条例第45号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等（第8条—第19条）

第3章 男女共同参画審議会（第20条—第26条）

附則

私たちが目指す21世紀の社会は、男女が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思と選択によってのびやかに生きることができる社会である。また、男女が共に助け合い、力を合わせて地域の未来を創り出していく社会である。

しかしながら、依然として性別によって役割を固定的にとらえる人びとの意識やこれを反映した社会慣行などが様々な分野に根強く残っている状況にある。

山形県においては、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組が進められてきたところであり、また、夫婦共働き世帯が多いなど女性の就業割合が全国の中で高い状況にあるが、男女が平等に能力を発揮できる機会の確保や適正な評価がなされる環境が十分に整っているとは言えず、家庭生活や地域活動においても男女が対等な立場で関わる状況には未だ至っていない。

本格的な少子高齢社会の到来、家族形態の多様化、国際化の進展等社会経済情勢の大きな変化に対応しつつ、次代を担う子供達が健やかに生まれ育ち、将来にわたって活力あふれる地域社会を築いていくためには、男女があらゆる分野に共に参画し、喜びと責任を分かち合うことのできる男女共同参画社会の早期実現を目指していかなければならない。

このような認識に立ち、県民、事業者及び行政が連携し、一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画の推進 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会の実現に向けて取り組むことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担意識等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進に当たっては、男女が性別による身体的特徴の違いについて互いに理解を深めることにより、男女の生涯にわたる健康が確保されるよう配慮されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に当たり、県民、事業者、市町村及び国と連携し、及び協力して取り組むものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動における男女の均等な機会の確保(積極的改善措置を含む。)、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができるような就業環境の整備その他の事業活動における男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害に関する配慮)

第7条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により当該言動を受けた者の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与える行為をいう。)及び配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為により男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(男女共同参画計画)

第8条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項の規定により男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定め、又は変更するに当たっては、山形県男女共同参画審議会に意見を求めるとともに、県民の意見を聴くものとする。

(広報活動等)

第9条 県は、男女共同参画の推進に関する県民及び事業者の理解を深めるために必要な広報活動等を行うものとする。

(教育の推進等)

第10条 県は、学校教育その他の教育及び生涯学習の場において、男女共同参画の推進に関する教育の推進、学習の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(家庭生活における活動とその他の活動との両立支援)

第11条 県は、家族を構成する男女が共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立できるように、支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(県民等の活動に対する支援)

第12条 県は、県民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市町村への支援)

第 13 条 県は、市町村の男女共同参画計画の策定及び施策の推進を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第 14 条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(事業者の調査協力)

第 15 条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の推進のために必要があると認めるときは、事業者に対し、男女の就業状況その他男女共同参画の推進に係る取組状況を把握するための調査について協力を求めることができる。

(男女共同参画の推進の状況等の公表)

第 16 条 知事は、毎年度、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について公表するものとする。

(苦情等及び相談への対応)

第 17 条 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、県民及び事業者から苦情その他の意見の申出があった場合は、適切に対応するものとする。

2 知事は、前項の規定に基づく申出があった場合において、必要と認めるときは、山形県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 県は、第 7 条に掲げる行為その他の男女共同参画の推進を妨げる行為についての県民又は事業者からの相談に適切に対応するものとする。

(推進体制の整備)

第 18 条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な推進体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第 19 条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第 3 章 男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第 20 条 男女共同参画計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じ、調査審議させるため、山形県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第 21 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満とならないものとする。

3 委員は、男女共同参画に関し学識経験を有する者及び公募に応じた者のうちから、知事が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることを妨げない。

(会長)

第22条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第23条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、前項の会議の議長となる。

3 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第24条 審議会は、県民及び事業者からの苦情その他の意見の申出等について調査審議させるために部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第3項及び第4項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

7 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(庶務)

第25条 審議会の庶務は、子育て推進部において処理する。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則 (略)

遊佐町男女共同参画計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の規定に基づき、遊佐町における男女共同参画の推進を図る遊佐町男女共同参画計画(以下「男女共同参画計画」という。)の策定、変更、その他その実施に関し、必要な調査及び審議を行わせるため、遊佐町男女共同参画計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画計画の策定に関する事項
- (2) 男女共同参画計画の実績評価等に関する事項
- (3) 前2号に定めるもののほか、男女共同参画計画の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 各種団体の関係者
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、前条第2号の者にあつては、その職を交代した場合、後任の者が引き継ぐものとする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選する。

3 委員長は、委員会を総括し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(遊佐町男女共同参画計画プロジェクト会議の設置)

第7条 男女共同参画計画の策定について協議し、素案の作成、その他その実施に関し、必要な調査及び審議を行わせるため、遊佐町男女共同参画計画プロジェクト会議を設置する。

2 遊佐町男女共同参画計画プロジェクト会議の運営に関し必要な事項は、別に要項で定める。

(事務局)

第8条 委員会の事務を処理するため、事務局を企画課企画係に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年8月6日から施行する。

この要綱は、令和2年11月2日から施行する。

遊佐町男女共同参画計画推進委員会委員名簿

推進委員会

	氏 名	所 属
委員長	荒生 慎太郎	遊佐町商工会青年部
副委員長	小松 早苗	有識者
委員	佐藤 源市	遊佐町まちづくり協議会連合会
委員	真嶋 敦子	遊佐町婦人会連絡協議会
委員	齋藤 裕樹	遊佐町PTA連絡協議会
委員	菅原 翼	認定こども園杉の子幼稚園保護者
委員	今野 啓明	藤崎保育園保護者会
委員	繁田 久美子	地域おこし協力隊
委員	林 晶	地域おこし協力隊OB
委員	佐藤 圭	有識者

アドバイザー

職 名	氏 名	備 考
東北公益文科大学 教授	伊藤 眞知子	

事務局

職 名	氏 名	備 考
企画課 課長	高橋 務	
企画課 補佐兼企画係長	渡会 和裕	
企画課 企画係 主事	伊藤 壘	
教育委員会教育課 社会教育係 主査	太田 さおり	

遊佐町男女共同参画計画プロジェクト会議設置要項

(設置)

第1条 遊佐町男女共同参画計画（以下「男女共同参画計画」という。）の、変更、その他その実施に関し、必要な調査及び審議を行わせるため、遊佐町男女共同参画計画プロジェクト会議（以下「プロジェクト会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 プロジェクト会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画計画の素案作成に関する事項
- (2) 男女共同参画計画の実績評価等に関する事項
- (3) その他目的達成に必要な事項

(組織)

第3条 プロジェクト会議は、委員若干名によって組織する。

- 2 委員は、町の職員のうちから町長が任命する。

(座長及び座長代理)

第4条 プロジェクト会議に座長及び座長代理を置く。

- 2 座長及び座長代理は、委員のうちから互選する。
- 3 座長は、プロジェクト会議を総括し、会議の議長となる。
- 4 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 プロジェクト会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第6条 プロジェクト会議の事務を処理するため、事務局を企画課企画係に置く。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、プロジェクト会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附則

この要項は、平成27年8月6日から施行する。

この要項は、令和2年11月2日から施行する。

遊佐町男女共同参画計画プロジェクト会議委員名簿

プロジェクト会議

職 名	氏 名	備 考
産業課 産業創造係 主任	佐藤 利信	座長
健康福祉課 健康支援係 保健師	佐藤 あゆみ	座長代理
総務課 危機管理係 主事	金子 圭汰	
議会事務局 議事係長	東海林 エリ	
地域生活課 土木係 主事	池田 有彦	
町民課 課税係 主事	石垣 貴大	
出納室 主査	佐藤 佳絵	
教育委員会教育課 総務学事係 主任	佐藤 千嘉	

アドバイザー

職 名	氏 名	備 考
東北公益文科大学 教授	伊藤 眞知子	

事務局

職 名	氏 名	備 考
企画課 課長	高橋 務	
企画課 補佐兼企画係長	渡会 和裕	
企画課 企画係 主事	伊藤 壘	
教育委員会教育課 社会教育係 主査	太田 さおり	

第3次遊佐町男女共同参画計画策定経過

開催日	会議名等	会議内容
令和2年11月30日	第1回推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員の委嘱 ・アドバイザーによる講話 ・委員長、副委員長の選出 ・計画概要と策定スケジュールについて ・アンケート調査の実施について
11月30日	第1回プロジェクト会議	<ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザーによる講話 ・座長、座長代理の選出 ・計画概要と策定スケジュールについて ・アンケート調査の実施について
12月9日 ～12月28日	男女共同参画に係る アンケート調査の実施	
12月16日 ～1月13日	男女共同参画に係る 事業の洗い出し	
1月25日	第2回推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画（素案）の検討について ・町民意見反映制度の実施について
2月1日 ～2月24日	第3次遊佐町男女 共同参画計画（素案） についての町民意見 反映制度の実施	
3月1日	第2回プロジェクト会議	<ul style="list-style-type: none"> ・町民意見反映制度の実施結果について ・計画（最終案）の検討について
3月4日	第3回推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・町民意見反映制度の実施結果について ・計画（最終案）の検討について

第3次遊佐町男女共同参画計画～みんなのプラン～

発行：令和3年3月

編集：遊佐町 企画課

〒999-8301 山形県飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴 211

電話 0234-72-4523 ファクシミリ 0234-72-3315

電子メールアドレス kikaku@town.yuza.lg.jp